

18 こども誰でも通園制度の実施について

「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」は、保護者の就労要件を問わず、保育所等を利用していないお子さんが、月一定時間まで保育所等を利用できる制度です。

本制度は、こどもの育ちの機会を確保するとともに、保護者の育児負担の軽減や育児相談の機会の充実を目的として、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく給付制度として全国で本格実施されています。

<杉並区におけるこども誰でも通園制度の概要>

項 目	内 容
対象児童	以下のいずれも満たしているお子さんが対象です。 ・保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない ・利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで） ※認可外保育施設を利用している、利用日現在0歳6か月～2歳（3歳の誕生日の2日前まで）のお子さんは対象
利用時間	月10時間まで ※翌月への繰り越しは不可
利用料金	・1時間あたり300円 ・杉並区民は利用料金が無償 ※給食費・おやつ代等の実費負担、キャンセル料は無償化の対象外

<利用までの流れ>



※1 制度の利用には、「こども誰でも通園制度総合支援システム」の利用が必要です。なお、システムを利用するためには、区が発行するアカウントが必要です。

※2 アカウントの発行には、申請内容の確認のため、申請から2週間程度かかります。利用を希望する場合は、余裕をもって申請してください。

※3 実施園によって、受入月齢や利用・申込方法が異なります。